

dian Ocean. An Economic History from the Rise of Islam to 1750, Cambridge University Press, 1985.

(4) Ashin Das Gupta & M. N. Pearson, eds.: *India and the Indian Ocean. 1500—1800*, Oxford University Press, 1987.

New Delhi, etc.: Sage Publications, 1987. 334 pp.

櫻井由躬雄著

ベトナム村落の形成

——村落共有田＝コンディエン制の史的展開

高田 洋子

(1)

一九六五年から一〇年に及んだアメリカのベトナム軍事介入は、日本のベトナム研究に重要な変化をもたらしたことは誰しも認めることであろう。日本のベトナム研究は「東洋史學」の學問的蓄積のうえに漢文史料の涉獵・解讀を得意とする傳統を特徴としたが、超大國アメリカに對するベトナム民族解放闘争に觸發された新しい研究者たちは、ベトナム民族の獨自性と歴史のダイナミズムの解明に深いまなざしを注ぎ始めた。本書の著者である櫻井氏の一連の研究をはじめ、ベトナム研究の活性化はそのような時代の産物である。本書は、ベトナム前近代史研究に新しい地平を拓いた力作である。

ベトナム村落共同體は、一九六〇年代のアジア的生産様式論争のなかで世界的に注目を浴びたが、ベトナム現代史においても、「村落」は常に重要な歴史發展の役割を擔ったといわれる。例えば一九五〇年代の北部の農地解放における村落共有地の分配、あるいは六〇年代北部の農業の社會主義化＝合作社化の成功、また抗佛・抗米戦争における村落民衆の自衛力・組織力は人民戦争を戦い抜く基盤であったとしばしば指摘される。

本書は、こうしたベトナム村落の「結合力」が歴史的にいかに形成されたかを、公田制の變遷を通して考察しようとしている。一五世紀に國家權力によって設けられた公田は、中央の政治的混亂の時代を経て村落による自己管理を強められ、一九世紀にいたるまでに村落共有化された。國家の支配・行政上の目的から再編された割替制共有田——公田制が「村落自治體」の「共同態性の核」に變質していく、その歴史的發展過程を社會經濟的視點から解明することが本書の主題である。

その内容は、一九七三年から八一年にかけて發表された十一の論文を中心にして、研究史を周到にまとめた序章、および各章を簡潔に要約した結語から構成される。各章の見出しは次のとおりである。

序章 ベトナム村落共有田の周邊

第一章 洪徳均田例の分析

第二章 中世ベトナム村落數の研究

第三章 永盛均田例の研究

第四章 永盛均田例の周邊

第五章 黎朝下ベトナムにおける農業災害の分析

第六章 一九世紀初期ベトナム村落内土地占有状況の分析

第七章 嘉隆四年山南下鎮地簿を中心にして——

第八章 一八世紀および一九世紀初頭红河デルタにおける流散村落の研究

第九章 一九世紀初期ベトナム村落内土地占有状況の分析再論

——グエン・ドック・ギンの四論文の紹介と批判および山南下鎮における展開——

第九章 嘉隆均田例の研究

第十章 明命均田例の周邊

第十一章 糧田制の研究

——一九世紀ベトナムにおける兵士職田の成立——

結語

卷末の索引・参考文献目録をふくみ全五六〇ページをこす大著のため、その内容を網羅的に紹介することは紙幅の制限上無理である。また評者は、フランス植民地時代のベトナム社會經濟史を専門としている。主として漢文史料に基づいてベトナム前近代社會を考察する本書を、評者が厳密に批評する能力を持ちあわせていないことは明らかである。その點は豫めお断わりして、評者の誤解や理解の不十分な點についてのご寛恕を乞いたい。

(一)

では、本書の内容を、(1)序章 (2)第一章・第二章 (3)第三章・第四章 (4)第五章・第八章 (5)第九章・第十一章の五つにまとめ、コメントを提示する。

(1)序章では、まず「ベトナム村落」をあつかった従来の諸研究が著者の關心にそって紹介・整理される。フランス植民地時代の研究をはじめ、戦後のフランス、アメリカ、ベトナム民主共和國における代表的業績と主要な論争點が簡明にまとめられ、見事である。

フランス植民地時代には村落がフランス支配の末端行政機構に位置付けられた。この時代の研究は、缺點をふくむ面もあるが何よりも實態調査に基づいており、ベトナム村落研究に基本素材を提供している。著者の考えでは、戦後のフランス・アメリカにおける研究

はベトナム村落の「共同體性の内容と評價」を中心に展開されたが、若干の例外を除くと、いずれも新資料の發掘や村落社會調査が困難であるなどの資料上の制約が大きく作用して觀念論に終始しており、結局はフランス植民地時代の業績におよばなかった。

ここで興味深いのは、ベトナム史學界における村落史研究の紹介である。ベトナムでは、社會主義建設に貢獻をする「共同體の歴史的位置付けをめぐる」研究がさかんである。全體としてベトナムでは前近代社會の停滞論は否定されていること、社會發展の原動力として村落構成員の主體性が評價されていること、また小宇宙として村落を描くミユス・テーゼ——歐米の研究に特徴的に見られる——と異なつて前植民地國家と村落の關係を重視する傾向があるなどの特徴が明らかにされている。しかしその反面で過度の政治主義の弊害や、村落社會調査が生かされないまま文獻研究に依存する方法論上の問題などを、著者は指摘している。

次に、ベトナム公田制もしくは村落共有田に關する從來の研究がまとめられる。一九世紀末にフランス人オリーは、當時北部ベトナムに残存していた公田の三つの基本的な特徴として「村落の共同所有・不可譲渡・登録村民間の割替」を指摘した。その一方で人文地理學者グーローは紅河デルタの村落における公田制の多様性を明らかにしている。さらに著者はヴー・ヴァン・ヒエンによる研究成果を公田制研究の最も體系的な「最高の古典」として紹介する。ヒエンによれば、①公田制度は國家によつて一四二八年に創設され、②一五世紀を通して整備されたものである。③一八世紀に改正されて村落が管理する傾向が強まった。④一九世紀の明命期に再び國家が統制を加えようとしたが、實際には村落の郷職による不正濫用を押

えることはできなかった。しかし著者は、「ヒエンの公田制度の歴史とは、貧民救済・村落安定のために國家によつて村落にその利益權を委譲された公田が、村落郷職の手によつて私物化される歴史である。」と述べ、政治的危機の訪れた一九三〇年代に「村落のボス支配」を排除し公田制の本來的な運営を復活させて植民地政廳に農民をひきつけようとするフランスの政策的立場が、ヒエンの研究に色濃く反映している、と批判する。

六〇年代のベトナム歴史學界では、公田制は封建制の遺物であつて村落は國家の搾取機構とするのが一般の見解だった。ところが七〇年代以降のアジア的生產様式論争の活發化にもなつて、村落・公田制の研究は著しく進んだ。その結果、農村共同體の基礎としての「村落共有田」公田制が注目され、それを「氏族共同體が封建小農社會に發展する過渡期の形態」であると考え、むしろその集團主義を積極的に評價して「社會主義建設の強力な基盤」と考へる傾向が強まった。また、封建國家を公田農民に敵對するものと認識する點で先のヒエンと決定的に違ひ、と整理されている。

しかし、ベトナム村落共有田公田は原始共產制の遺制ではないとするのが著者の持論である。著者はベトナム公田の割替制に着目し、まずこれを東・東南アジア稻作社會に見られる割替制と比較検討し位置付ける。著者によれば諸地域の割替制共有田は、①原生的割替制（焼畑遺制としての自生的水田割替制）、②領主制下の割替制（村落内・外の權力による中世的強制）、③近世日本の割替制（封建小農の自立的主體的慣行）の三つに分類できる。ベトナムでは職田をふくみ、しかも均等割替制の原則が崩れていないこと、村落の占有權が強力で農民的土地所有が未成熟であることなどから、②

の形態に近いとされる。しかもベトナムでは、國家的土地所有とその共同占有の原則が長期にわたって保持されたため、村落の主體性が發展するにつれて現實とのずれが生じ、國家の公田・割替規定が變化した。以上の議論を踏まえて、著者は、ベトナム史上の諸均田例に表われるそれらの變化を詳細に分析することを通して、村落の自立性擴大のプロセスを逆照射し、明らかにできるはずだと考える。ここに本書の方法論が提示されている。

ベトナムの研究者による「ドンソン期以來の村落共同體の共有田の存在」、および公田制の始源をその國家的所有への移行とする見解は李陳朝時代の土地制度の推定およびベトナムで初めて施行された順天均田例（一四二八年）の分析をおして次に否定される。

著者の考えでは、李陳朝時代の土地は公田（＝王室が所有する籍田・國庫田、世襲的俸給田である斫刀田）と民田（私田＝個人の占有が認められ賣買可能な土地、田庄＝王侯貴族が開拓し奴婢に耕作させる）に分かれ、前者が主たる國家財政の基盤であった。史料によれば、順天均田例の給田對象地は、沒收された前代の田庄、陳朝王室の官田庄及び中國明の支配下にあって荒廢した無主、漏籍の田であった。著者は領主的・田庄的な土地所有の展開のなからベトナム公田制——共同體的土地占有が發展すると主張している。

順天均田例は、歸農兵士や官吏に職祿田を與える目的をもったが、一般人にも土地を分給した。給田は府縣官の指揮をうけた社官層が行ない、永續的な個人占有をふせぐために公田の割替制・不可讓渡性の規定がある他、課税田としての性格も明確であり、後の公田制の屬性が全て原則として含まれたという。

(2) 田庄制度の擴大による危機打開策として公布されたのが、洪徳

均田例（一四八六年）であった。第一章は、國家の公田支配規定の強さを洪徳均田例を素材として浮き彫りにしている。例えば、社を統括する社官は人丁把握の基礎である簿や田簿を作成したが、公田の分給と割替強制は中央から派遣された地方官が執り行うと定められた。給田の持ち分を決定する等階は詳細に示され、國家秩序の村落内への導入効果をもったと著者は推察している。

ところで、このような公田社の他に成立事情の違いによって私田社が存在し、この私田社に公田を含む村落もあった。私田社の公田は公田社と同じく六年に一回分給されて田租が徴收されるが、府縣官の介入を示す規定がなく、著者は分給が村落に任された可能性もあるとしている。但し残念なことに史料が乏しく、公田や私田の實際の區別や兩者の比率、公田の分給が農民の生存補償機能を果たしたのか否かなどに不明な點も多い。

ともあれ、洪徳均田例にみられる公田制は「賜田や世業田を得られない四品以下の官員とその家族に、俸給の一部として公田を分給耕作させ、同時に納税させるシステム」であったとして、一五世紀の國家の田としての「公田」が強調される。

第二章では、法令の實効性を村落數の變化との關連で考察している。公田制の單位としての「社」は黎明初期に從來の郷・洞・葉などの村落を改編して成立したものであること、明命時代に間接統治を行っていたタイイ、ムオン、タイ族の居住區や一八・一九世紀の開拓地の村落にその名稱は用いられていないことから類推して、著者は、社を「黎明による律令的官僚制度に基づく直接統治領域内の集落をさす政治的概念」と規定し、すぐれて歴史的名辭であるとしている。

著者の統計處理によれば、紅河デルタにおける社の数は一四三五年から一四九〇年代に三割も減少し、一五世紀から一七世紀には著しく増大する。著者は、この變化を洪徳期における社の行政村への再編・成立、そして其の後の洪徳期以前への回歸現象・社の自然村落化と解釋する。そして、この後者の變化こそ村落行政の自律的再編と説明する。この實證作業は以下の諸章に展開される。

(3) ベトナムでは一六世紀以來、莫氏による皇位篡奪、明の侵略、清華・父安に據點を置く權臣鄭氏と莫氏の戦いが起り、一七世紀からは北部の鄭氏とフエに本營を置いた阮氏の二百年以上にわたる對立の時代が續く。この時代の中央權力の衰退と社の自律性強化はすでに酒井良樹によって「社を舞臺とする新しい生産關係の展開」、「公田共同體の統制者たち」による獨自の支配體制（の）形成」（一九六一年）と示唆され、また竹田龍兒の社官の任命をめぐる研究（一九六九年）によって考察されたことがある。第三章では、公田の行政管理における社の自主權擴大が實證される。一八世紀の永盛均田例（鄭政府の中央集權化政策の一環として、一七二一年に施行）の分析によって、當時の重要な問題が、租稅徵收の多岐化による中間搾取層の發生にあったことが明らかにされている。

一八世紀の社は、内圍子 *trong thành* と祿社 *thị trấn* に分けられた。内圍子の租稅は直接、政府に納められたが、それは著者の推計によれば當時の丁稅・夫役對象者の約三割を占めたにすぎない。所該官によって徵收された祿社の稅は、祿の受給者（功績のある名族、引退した官員、現役の官員など）に配分されたが、鄭政府の成立によって官員の數が増大し、中央權力の經濟基盤を蠶食した。しかも徵稅官・所該官・下級官吏が、在地の有力者や權勢家と結託し

て不法徵收をおこない、國家と村落を切斷したことから中央集權體制の崩壞を導いた。

一方村落は、中間層の搾取に抵抗し、彼らと對立する國家から公田の管理に關する社共同體の自主權を奪い取った。具體例を挙げれば、一般民丁の公田分配の順位に「郷飲坐次」といった村落内秩序を認めさせていたほか、土宅と呼ばれた宅地園圃の免稅、慣習法に基づく自主均分、漏外田（田簿に漏れ隠された田）の管理權、支給業務における社長の役割強化などである、としている。

著者は、公田統制の弛緩が、公田農民の分解と大土地占有の發展と裏腹の關係にあることを見通している（第四章）。まず諸史料の検討から、開拓地の増加に加えて公田の典賣が一般化し私田が増大したことが明らかにされる。從來は非課稅であつた私田が課稅の對象とされたのは、一七二二年のことであつた。

公田農民の流散に對する政策は、一八世紀の諸法令を分析して、回歸の獎勵→遺棄田土の殘留者による耕作占有の獎勵→流民の徵兵、造成地での流民の勞働力調達へと變化していたことが明らかにされる。王族・在地有力者による遺棄田の土地集積や開墾による大土地占奪も増大し、そこでは國家の統制外の農民が勞働力を搾取された。こうして公田理念は私的占有の發展によって大きく後退する様子が描かれる。「自律的な村落自治體の形成は、こうした流民群の不斷の切り捨てによって、初めて成立しえたものである」。ここには著者の一八世紀ベトナム村落への獨自の視點が提示されている。

(4) 法制面から考察された上記の諸問題が、第五・六・七章では別の視角から追究される。これらの論稿は本書のなかでもとりわけ興味深い。著者は、二〇世紀までの北部ベトナムにおける人口増加率

がきわめて低い推移を示すのは、飢饉とそれによる農民の流民化によるものであったと想定し、年代記や諸法令に記載された旱魃、洪水、高潮、蝗害などの災害記録を抽出して農業災害の分析を行なっている（第五章）。さらに、これらの史料に記載された流散村落の位置を、ランドサット航空写真をもとに作成された五萬分の一地形圖上に確定し、地理的・降雨条件とともに飢饉の発生を考察する（第七章）。

これらの作業を通して、流民発生は、五月稻栽培（一〇—十二月に苗床を作り、一月までに移植、六月に收穫）の行なわれる、(i)北部山地に接する扇状地形の地域やティンホア・ゲアンの山地、(ii)デルタ後背湿地地域やティンホアデルタ低地と、一〇月稻栽培（雨季の到来する四・五月の末から八月に耕され、六・七月に植付け、九・一〇月に收穫）の行なわれる、(iii)ハノイ近郊の後背湿地、そして(iv)戦略的な重要性をもつハイズオン地域に集中していること、これにたいして、デルタの傳統的稻作地である自然堤防、殘丘、沿海部における一〇月稻栽培地域の安定性が指摘される。特に大飢饉をもたらす旱魃は、北東モンスーンの僅かな雨量と南西モンスーン始期の降雨に依據するデルタの五月稻生産と山地寡雨地帯の一〇月稻生産を襲った。後者はとりわけ山地の庄園の開拓村落「庄」に多発したとされる。

また、一八〇五年の山南下鎮地簿から明らかとなる南定省三〇村落の具體的な土地所有關係の分析（第六章）をとおして、農業災害の社會的影響が考察される。地簿によれば、すでにこの時点でも各村落の公田比率はきわめて多様であり、公田を一定地域に多量に残存する村落はその後背地域に私田を分布させていた。私田の規模も

多様で、複数の地片を集積する有力な土地占有が見られた。さらに重要なのは、村落の飛地が他村落内に廣範に存在していたことである。キータイ *Khai Tai* と呼ばれる公田飛地、附耕（*Fa-cain* *phai-can*）と呼ばれる私田の飛地がそれである。こうした事實は一九世紀初頭において各村落間にまたがる土地占有關係が存在していたことを明確に實證するものであり、均質的な公田農民によるベトナム村落の閉鎖孤立性という定説が批判される。

第七章では、附耕田の存在する地理的位置が、旱魃の影響を受けて流散村落の多発した五月稻地帯と相關關係にあることが論證される。農民の遺棄田土では殘留・周邊村落の農民による耕作が獎勵された。「……農業條件の恵まれた村もしくは村内農民が、飢饉を契機に下層の農民を無限に切り捨てていく」、小農層を基盤とする近世村落自治體の形成が具體的に想定されている。

第八章は、ベトナム史學院のグエン・ドック・ギンによる四論文を紹介し、批判したものである。これらの論文は、一八世紀末から一九世紀初頭のベトナムにおける數村の田土分配狀況の變化、および郷職（村の有力者）の私田占有に關するもので、いずれも地簿の分析に基づいている。著者は、ギンが小土地占有者を「獨立私有農民」として積極的に評價するのにたいして遺棄田土を奪取された無數の零細無産農民群の存在を捨象する議論につながると警戒し、またギンが西山農民運動の成果として土地集中が制限されたとする點を政治意識が先行しすぎて有力土地占有の存在を無視している」と批判している。そして土地占有形態の多様性を説明するために、それぞれの占有パターンが發展段階に應じて循環的に移行するという假説を提示している。歴史的諸關係・地形的差・公田の存在などによ

つて異なる發展段階にある各村落が、先述のごとく相互の土地關係を複雑化させることを通して、占有形態はさらに多様なものとなつたと論じられる。

郷職の土地占有に關する兩者の見解には多少の相違はあるが、大枠としてそれは小農層に出自し、彼らの村落支配は經濟より自治體の「威勢」という政治的社會的權威によるとする點で一致している。

(5)第九章〜十一章は、一九世紀におけるベトナム公田―村落共有田制の確立を論じている。(4)での地簿や斬新な方法による研究の深化を反映し、論理明快、敘述は的確で完成されている。

西山農民運動を押えて一九世紀阮朝をひらいた嘉隆帝は、一八〇四年に均田例を公布した。均田例原文とみられる史料を用いて、まず著者はそれが前代の諸均田例とくらべて公田支給官の記載、公田・私田社の區分や納簿規定、土宅條項なども無くきわめて粗雑な内容であることをあきらかにし、公田の存在が實際には各村で多様であつたことを踏まえればその實效性には疑問があるとしている。

公田の官員・軍人に對する給田の性格は薄れてその管理は村落の自主に委ねられ、國家權力による公田統制は完全に崩壊していることが力説される。わずかに、均田例は受田數の形式的差や先後を規定して國家秩序を村落内に強制する意味しか持たない。しかし、それも次の明命均田例においては缺落する。一八三九年には官員に對する給田が廢止され、村内の官員の權威は在地的威勢としては消滅し國家の強制なくしては存在できないものとなつたと、著者は推察する。

明命期に至っても權力の側による公田の實態把握はなされてい

ない。公田典實は實質上默認され、たびたび問題となつた漏田の摘發や收税も村落に任せられた。人丁數は増加したものの兵役忌避が多く發生し、國家は兵丁確保の責任を村落に委ねる里長制を成立させた。その結果、かえつて國家の村落不干涉、「およそ一郷のことはことごとくもつて專責す」の句に表わされる體制が不動のものとなつた。フランス植民地期公田制の原型がここに見られるとしている。

ベトナム人研究者は、阮朝糧田制(公田の一部を兵丁に給田する兵士職田の制度、一八〇九年に成立)を、國家權力の公田制介入の事例と見てその反動性を批判する。

著者によれば、糧田制に類似するものに黎朝時代の另兵口分田、附糧田制がある。著者はそれらの衰退要因を検討した上で、阮朝糧田制は嘉隆軍團維持のために新兵への給與をその出身村落の負擔に肩代りさせたことから始まったが、黎朝時代と異なつて村落共有田の收奪に抵抗する在地の農民層は、糧田制を「村落の主體的選擇請負制に變化させ」た。兵役忌避は村落を擧げての集團意志であつたとみられることから、村落は徴兵の犠牲者に自主的に法令以上の給付を與え、これを相互扶助理念に基づく村落補償機能に轉化せたと著者は論ずる。「村落の糧田制」は、行論の村落の自律性強化、公田の村落共有田化の流れのなかに正しく位置付けられるのである。

(三)

以上、本書の内容に關する評者のコメントを述べてきたが、最後に本書の特徴と評者の疑問點に觸れておくことにしたい。評者は本書が第一級のベトナム史研究であることを疑わない。その最大の理

由は、本書に示された一八世紀ベトナム社會の動態に關する優れた分析による。一五〜一九世紀にかけてのベトナム公田制の歴史の大枠としては、櫻井氏の見解とウー・ヴァン・ヒエンのそれには特に目立った差異はない様に思われる。しかし一八世紀ベトナム社會を、ベトナム史における近世自治村落形成の時代として國家⇩村落⇩中核小農民群⇩流民の構造的對立のなからとらえた視點は重要である。從來の日本においては、ベトナム史が諸王朝の政治的變遷や中國との關係を中心に敘述されるのが一般的であつたことを思い浮かべれば、著者の問題提起の新鮮さは明らかである。

但し著者はこの三極構造を黎明末にわきおこる諸反亂の、あるいは一九世紀フランス植民地支配を許した社會經濟的背景であると示唆したが、本書ではその實證・展開は見られない。西山黨の反亂、反佛蜂起の解明にこの知見が有效な視座となるかは、今後に残された課題であらう。

本書の研究をユニークなものにしている第二の點は、著者の分析方法の斬新さにある。新資料の發掘・漢籍史料の縱横の驅使は言うに及ばず、東洋史學の傳統的方法のうえに航空寫眞・五萬分の一地形圖、氣象學、農學、統計學などの方法を積極的に應用した解讀は注目すべきである。中央權力の編纂史料に附隨する限界を突破し、それらをより客觀的、科學的に分析しようとする著者の精力的な努力が、歐米やベトナムの研究が明らかにできなかった多くの發見を可能にしている。

こうした優れた著者の歴史觀や方法を認めたくて、評者は次のような疑問を抱いた。まずその第一は、農民の流散と村落飛地の現象が自然的諸條件だけでなく、家族制度・婚姻・相續などの社會的

分析や小規模な地域經濟圏の分析によって、さらに精緻化される可能性があると思われるが、いかがであらうか。第二に、一五世紀、一八世紀、一九世紀の諸史料にある、私田(社)・公田(社)・内園子・祿社、キータイ・フカインなどの個別の實態、並びにそれぞれの歴史的關連や系譜について追究されていない點に不満が残った。恐らく資料的限界があると推察されるが、こうした空隙を埋める史料の發掘・解釋は尙必要であらう。

また、第三・四章で明らかにされた徵稅官の私的權力の擴大、屬吏・在地の權勢家による大土地所有の増大は、その後どうなったのだろうか。著者は、國家は彼らの不正を直接告發することを村落に要求するかわりに村落秩序による公田管理を承認したとするが、國家と村落中核農民群、そしてここから析出される流民の三極構圖のなかで中間權力はどう位置付けられるのか。ベトナム各地の封建的在地權力の成長が阻まれた要因は、公田制の枠を越えた國家體制全體のなかで再度考察されるべきであらう。

さらに述べれば、ベトナム均田例の性格をどのようにとらえるべきか、今一つすっきりしないきらいがある。農民社會の均質化を目的とする社會的側面、官員の俸給田として官僚制維持を目的とする政治的側面、國家の徵稅體系としての經濟面の様々な意義が各時代の諸局面で力點を異なつて論じられているように思われた。

勿論、本書で一貫して追究されたのは、均田例の變遷をとおして國家の田として出發した公田が村落共有田化する過程である。著者の本來的狙いは、そのプロセスで獲得される村落の側の「力量」「結合力」の形成にあった。その物的經濟的基礎の解明は重要であるが、例えばそれは、村落の組織構造や祭りなどを通して最も具體

的に現われるようにも思われる。

また、本書はベトナム村落の形成と題され、その対象地域を北部ベトナムのデルタ地域に限定しているが、ベトナム民族の南進と村落形成・公田制變質過程との間に關係はないのであろうか。「ベトナム史」は、中部沿岸地帯のチャム人や北西部のラオ人その他の周邊諸民族、南のクメール人、あるいは中國人との關係なしに論じることが不可能である。ベトナム村落社會の形成にこうした多民族の視點をとりこむことは、すぐれて今日的な課題ではなからうか。最後に些細なことであるが、内容の理解を助ける地圖もしくは縣名、

地名を示す圖をもう少し多く入れてはしかった。

評者は、本書の隨所に主題に立ち向かう著者の氣迫を感じ、積極的な假説の提起と檢證の往復作業に學ぶところが多かった。本書が内外の研究者を注目させる研究成果であると同時に、他の諸地域の共同體・村落研究にも多くの示唆を與えるものであることを評者は確信している。著者の研究がさらに進展することを期待したい。

一九八七年 東京 創文社

A5判 五七四頁 八〇〇〇圓